

(別紙)

報酬規定

甲の任意後見事務に関し、乙が受領する報酬を次のように定める。

- 1 任意後見監督人選任申立時報酬
申立書作成並びに申立手続き報酬 金15万円
財産目録作成報酬 金5万円
- 2 定額報酬（別紙代理権目録の継続的管理事務報酬）として、翌月1日限り
月額金100,000円
- 3 各種手続報酬〔乙が行う継続的管理事務以外の事務に関する報酬〕
 - ① 賃貸不動産に関する定期的な管理事務
1ヶ月の収入の合計額 10%
 - ② 不動産に関する契約の締結（売買、新築、増改築、修繕、解体等）
契約価格 300万円まで 金10万円
300万円以上 契約金額の3%
 - ③ 不動産に関する継続的契約の締結（賃貸借、管理等）
契約賃料、管理費等の1ヶ月分
 - ④ 施設入所事務 金30万円
 - ⑤ 入院から退院までの事務 金10万円
 - ⑥ 介護・福祉サービス利用における基本契約の締結 金10万円
 - ⑦ 遺産分割に関する事務
取得する遺産の額に応じ、上記③に準じて算出する。
 - ⑧ 日当 1時間につき 金5,000円
但し、①ないし⑦と重複して受領はできない。
- 4 甲の死亡による任意後見契約終了に伴う事務報酬 金10万円
- 5 その他事務報酬〔上記以外の事務に関する報酬〕
その事務を行うのに要した時間に応じて、当該報酬規定「3-⑧日当」を適用するものとする。

以上